



# 令和7年4月から



# 新しい緑化助成が加わります！

## 基本条件

道路等から3m以内で、道路等から見えるところの緑化  
(ベランダ、屋内等は対象外です)

**申請前に必ず事前相談**をしてください

### 1

## 高さ1.5m以上の樹木1本から助成

助成額

・高さ1.5m以上2.0m未満の樹木 10,000円 / 本

・高さ2.0m以上の樹木 18,000円 / 本

条件によっては助成額に加算があります



### 2

## プランターによる緑化を助成 (150㎡未満の敷地対象)

・助成額 5,000円 / 個

ただし、容量50以上のプランターに限ります

・1敷地につき3個まで



### 3

## 低木等緑化の助成要件が緩和 (150㎡未満の敷地対象)

・緑化区画面積の合計1㎡以上 → 0.5㎡以上

・緑化区画面積の合計が1㎡未満の場合は  
接道部の緑化延長の合計1m以上 → 0.5m以上

本チラシおよびパンフレットの助成額や要件は令和7年度のものです。

詳しい要件等は裏面をご覧ください

**1****【中高木緑化】****高さ1.5m以上の樹木 1本から助成します****助成要件**

新たに緑化する区域が、道路等との境界線から3m以内にあること  
道路等から新たに緑化した区域が視認できること  
新たに緑化した区域と接道部との間に、高さ0.4mを超える遮蔽物がないこと(宅地面から0.4m)  
植栽時の高さ1.5m以上の樹木を植栽すること

低木等緑化と中高木緑化をあわせて申請することもできます。  
詳しくはお問合せください。

**2****【プランター緑化】****150㎡未満の敷地を対象に、プランターによる緑化を助成します****助成要件**

プランターの設置箇所が、道路等との境界線から3m以内にあること  
道路等からプランターが視認できること  
プランターと接道部との間に、高さ0.4mを超える遮蔽物がないこと(宅地面から0.4m)  
容量が50以上のプランターを使用すること  
また、プランターは容易に変形、破損せず、一定の耐久性があるものを使用すること  
植栽時の高さが0.3m以上の低木または中高木を1本以上植栽すること

**重要**

プランター緑化のみの場合に限り、緑化した後でも申請ができます。  
区HPから必要書類を入手し、申請してください。  
ただし、申請日の3か月前以降に購入した物品が助成の対象です。  
それ以前に購入した物品等については、助成の対象外となります。  
**また、助成対象となるものは令和7年4月1日以降に購入した物品のみです。**

**3****【低木等緑化】****150㎡未満の敷地を対象に、低木等緑化の条件を緩和します****助成要件**

つぎのように、要件が変わります。その他の要件は変わりません。  
(パンフレットP.4等をご覧ください)

新たに緑化する区画面積が、0.5㎡以上あること  
新たに緑化する区画面積が0.5㎡以上1.0㎡未満の場合は、  
接道部緑化延長が0.5m以上あること

本チラシおよびパンフレットの助成額や要件は令和7年度のものです。

令和7(2025)年4月発行

**問合せ先**

練馬区役所本庁舎18階

環境部みどり推進課協働係

03-5984-2418

[MIDORISUISIN04@city.nerima.tokyo.jp](mailto:MIDORISUISIN04@city.nerima.tokyo.jp)



詳しくは  
区HPへ